

令和7年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 令和7年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和7年10月28日（火）午後1時25分～午後2時43分
4. 開催場所 区役所第2庁舎4階大会議室A
5. 出席者
 - ・委員
中川会長、永山副会長、小部委員、河原委員、兒玉委員、望月委員、竹内委員、中村委員、新井委員
 - ・事務局
中村副区長
田村財務部長、谷澤経理課長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由

会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。

（世田谷区情報公開条例第7条第6号口）
8. 会議次第
 - 開会
 - 1. 審議
 - 2. その他
 - 閉会

令和 7 年 10 月 28 日
世田谷区公契約適正化委員会（第 2 回）

午後 1 時 25 分 開会

○会長 それでは、ただいまから令和 7 年度第 2 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本日は○○委員が御欠席の予定です。

本日は○○副区長に御出席いただいております。初めに、○○副区長、よろしくお願ひいたします。

○副区長 副区長の○○です。本日は、お忙しいところ、第 2 回世田谷区公契約適正化委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

先日、第 3 回区議会定例会と決算特別委員会が無事終了しました。その中でも、本委員会で御議論いただいている公契約条例に基づく取組は複数質問が出まして、注目度が高いテーマであるというのは、議会を見ていても実感できたところです。

特に労働報酬下限額については何個か質問もありまして、人事委員会勧告とかも出そろっていますので、目標額に向かって段階的に御議論いただいて、増額しているところですけれども、闊達な御意見、御提案をよろしくお願ひいたします。

また、○○会長からお話があったとおり、今日は長丁場になりますけれども、引き続き専門分野から忌憚のない御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、事務局より資料の説明をお願いいたします。

【事務局 配布資料の確認】

○会長 本日は 3 点ほどございますが、初めに、1 の世田谷区建設工事総合評価方式の実施状況と今後の運用についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料 1 に沿って御説明をさせていただきます。

資料 1 を御覧ください。まず初めに、1 の主旨でございます。区は、公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえまして、令和 4 年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映しまして、品質と価格のバランスを競う本制度を試行実施しております。今年度が最終検証となります。今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえまして、来年度からの本格実施に向けた運用の考え方を取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

2 の制度概要でございます。目的は「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」でございます。下の図に記載がありますとおり、価格評価点、プラス、価格以外の評価点が最も高い応札者が落札するという仕組みでございます。価

格評価につきましては、図のグラフにありますとおり、一定額を下回る入札価格の評価につきましては価格点が遞減いたしまして、過度な低価格入札を抑制します。また、価格以外の評価につきましては、一例として、項目を右側に6つ記載しております。

続きまして、3の検証方法でございます。令和7年8月19日現在、実施いたしました249件。各年度の内訳は括弧の中に記載のとおりでございますが、これらを対象に、以下に記載の(1)から(4)の観点から検証しております。(1)から(4)の観点から検証した内容を、2ページの4、実施状況及び評価に記載しております。

それでは、2ページの4、実施状況及び評価を御覧ください。初めに、(1)事業者の得点状況等の検証でございます。1)価格点です。この項目は、別紙1－2の2ページに記載した内容をまとめています。まず、①価格点の得点状況については、昨年度の検証結果と同様に、設備・造園工事では予定価格付近に応札が集中いたしまして、土木・建築工事では評価基準価格付近に応札が集まる傾向がございます。一方で、昨年度と比較しまして、1者応札の案件と、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件がいずれも高い伸び率を示しております。

②一部に評価基準価格を下回る入札も見られますが、その割合は低く、低入札価格調査によって落札した案件も、令和5年度に1件、令和6年度に1件、それぞれございましたけれども、それ以降は発生しておりません。

③これらによりまして、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものと考えているところでございます。

続きまして、2)価格点以外の評価点についてでございます。こちらの項目は、別紙1－2の3、4ページと、別紙1－3をまとめた内容でございます。まず、①公契約評価点につきましては、昨年度の検証時同様に、労働福祉の状況や建設キャリアアップシステムでは比較的多くの事業者が得点をしている一方で、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、若年者雇用については、これまで同様に得点率が低い状況にございます。令和6年度から男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの加点対象を緩和したことで評価を得た事業者が一定数おりますが、加点は依然として低い水準にとどまっております。

3ページの②発注工種・格付ランクごとの得点の傾向を見ますと、A・Bランクとそれ以外のランクとの間で価格点以外の評価点に差が生じる傾向がありまして、特に土木工事では10点以上の差がつくなど、その傾向が顕著に現れております。

③価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況で推移しております。

まして、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっておりますため、今後も競争性の確保や事業者の取組意欲の向上につなげることが可能と考えられます。

続いて、3)価格点とそれ以外の評価点のバランスについてです。こちらの項目は、別紙1-1や別紙1-2をまとめた内容となります。①試行実施した206件のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は144件、69.9%でございます。

②一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は33件、16.0%ございまして、以前の総合評価方式の割合より3.8ポイント増えております。

③価格以外の評価点につきましては、全ての評価項目を適用した案件での事業者の獲得点数は、最低で8点、最高で43.5点で、最大35.5点の評価点の差が生じております。一方、価格点では、予定価格での入札による5点、評価基準価格付近の入札による約50点の範囲で約45点の差が生じております。

④これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えておりますが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっております。

続いて、(2)従来の入札との比較でございます。この項目は、別紙1-4と別紙1-5をまとめた内容でございます。まず最初に、①平均入札参加者数は4.8者で、通常の価格競争入札より0.8者程度下回っているものの、従来の総合評価方式と比べますと若干増加をしております。経年変化を見ますと、昨年度検証時点と同値となっております。

②平均応札者数は2.2者で、価格競争入札より1.1者程度下回っております。特に直近の建築・設備・造園工事においては、2者を下回っております。また、応札率におきましては、価格競争入札より12.5ポイント程度低い結果となっております。

③平均落札率については93.3%となっておりまして、価格競争入札に比べて2ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い結果となりました。経年変化を見ますと、昨年度から0.8ポイント程度下がっている状況となっております。

④不調率でございますが、こちらは昨年度の検証時点と同水準で、17.7%の案件で発生をしております。

⑤これらより、価格競争入札よりも競争性が低下するものの、本制度自体は同水準で推移しております、一定の効果を維持しているものと考えております。

続いて、(3)建設共同企業体（JV）対象案件の検証でございます。この項目は、別紙1-6と別紙1-7をまとめた内容となっております。こちらにつき

ましては、6年度から試行を実施しておりますJV案件での検証をまとめたものでございます。まず、①各構成員を均等に評価する方法と代表構成員のみ評価する方法では最大12点の差が生じておりますが、これによって落札者が変わるケースはございませんでした。なお、区内業者が相対的に高い評価を受ける本制度におきまして、代表構成員のみを評価とする方法を選択しますと、区外業者が代表構成員となる機会を排除してしまう可能性があるため、現状の各構成員を均等に評価する方法が望ましいものと考えております。

②試行実施案件6件のうち、応札者が1者のものが4件を占めておりまして、総合評価の対象とする以前の令和4年度から5年度と比較して応札者が減少している状況でございます。

続いて、4ページ、(4)事業者へのアンケートの検証でございます。こちらの項目は、別紙1-8をまとめた内容でございます。まず、①本制度や公契約条例の理解度につきましては高い水準にあり、かつ、81%の事業者が入札の参加意欲を示していることから、制度自体は定着しているものと考えております。

②評価項目ごとの達成状況につきまして、取組意欲は高いものの、達成済みと回答のあった割合は、昨年度の検証時点から大きな変化は見られません。意見の中には、評価項目が会社の規模、業務内容にそぐわないことや、取得するためには時間や労力がかかることに対する懸念が示されているものもございました。

③総合評価方式の適用件数につきましては、現在の規模が「適切である」という意見が47%を占めております。一方で、高い評価点を獲得できる事業者に受注が集中しており、新規参入の妨げになっていることを懸念する意見も見受けられました。

④証明書類の提出等に要する事務負担につきましては、「あまり負担ではない」、「全く負担ではない」と回答した事業者は68%となり、前回より4ポイント程度上がっております。

5の本格実施に向けての考え方でございます。こちらは4に記載した内容を踏まえた今後の取組を記載しております。まず、①試行実施に当たり、令和4年度は年間発注件数の1割程度を対象といたしまして、年々その件数を増加させまして、令和7年度は4割まで拡大いたしました。さらに、令和6年度からJVを含む議決案件にも試行対象を広げたところです。検証結果からは、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の効果が一定程度機能しており、安定的な運用がなされているものと考えております。

②アンケートの結果からも、本制度が定着し、入札参加意欲及び評価項目取得に向けての取組意欲がうかがえますが、加点は依然として低い水準にとどまっています。評価項目の取得のためには、事業者の社内体制の整備に一定の

期間が必要と考えられるため、本格実施後も引き続き推移を確認する必要があると考えております。

③令和6年度から試行実施対象としましたJVが参加する案件につきましては、1者応札が多くを占めており、十分な検証結果が得られたとは現時点では言い難いところでございます。しかしながら、JV案件は発注規模が大きく、本制度の効果がより發揮できることが期待されるため、引き続き各案件の工事規模や発注要件等を見極めた上で、本制度を適用するか、個別に判断していくものといたします。

④一方で、評価点の高い事業者に落札が集中することで、それ以外の事業者や新規業者の参入が見込めないことですか、昨今の入札の不調率や1者応札が急増している現状を踏まえますと、対象件数の拡大には慎重にならざるを得ないと考えております。

5ページに参りまして、⑤以上のことと踏まえまして、来年度以降の本格実施に向けましては、現在の評価方法を継続した上で、対象件数を年間発注件数の4割程度とすることを目標といたします。なお、本格実施後も定期的に検証を行い、国や都の制度改革があった場合等には、必要に応じて本制度の見直しも行うものといたします。

最後に、6の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでござります。

からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

本件につきまして御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○副会長 3ページの(2)従来の入札との比較は時系列でやっておられるわけですけれども、昨年と今年にかけまして、かなり資材価格が高騰しているという状況が背景にありますと、昨年との比較の中で、不調とか競争率の変化に価格の影響はどの程度出ていると見ておられるのか、入札なり不調の事例がございましたら、参考までに教えていただけますでしょうか。

応札率が下がっているわけですが、受注者のある種の応札に当たっての条件変化に発注者側が対応していないかもしれませんという表現もありません。入札方式の変化だけじゃなくて、それ以外の要因、応札が落札率に関わる、変化に与える影響はどう考えたらいいかということなんですねけれども。

○事務局 積算価格と合わないというお話はよく伺います。実際、具体的に細かい価格と不調率の関係というか、細かいところの分析まではできていませんけれども、当初、工事所管で見積もった価格と、実際、応札する段階になって、札を入れる額が合わないということと、積算期間が足りないですとか、そ

ういった話はよく伺います。

○副会長 確かに工種によって資材価格への影響の度合いはかなりぶれがあると思うんですけれども、1件1件について評価するのは難しいかもしれませんけれども、入札制度の改善の影響だけではないものが何かあるかもしれないと考えて、入札制度の改善以外の要因で改善すべき課題が何かあればという論点の発見をしておく必要があるかなということなんです。言ってみれば、入札方式の変化だけで見られない要因が出てくるのではないかというのがちょっと気になるところなんです。

○事務局 入札方式以外でどういったことを今後やっていけばいいのかというのは、工事所管といろいろ話していかないといけないと思います。

入札方式についても、いろいろ御意見はいただいておりまして、E C I 方式ですとかそういったことも検討していくお話は、外部から意見もいただいているし、実際、所管もやる方向で考えているところがありますので、多様な入札方式の導入ですとか、あと、工事の積算単価も物によっては見積りを取ってやると。単純に積算単価を当てはめるのではなくて、見積りを取って、そこを採用したりということも所管ではやっているところでございます。

入札制度以外の部分でどういったことがあるのかというのは考えたいと思います。

○会長 23区の中でも区によって大きく積算単価が異なっているとか、何か特徴を持った積算単価の出し方をしている自治体がいるとか、何かお聞きになったことはありますでしょうか。

○事務局 すみません、今時点では、私は情報を持ち合わせていないです。

○会長 基本的には、標準の積算単価に基づいているということでしょうか。

○事務局 基本的にはそうです。部分によっては見積りを取っていると伺っています。

○会長 見積りを取ると、ちょっと高くなっていくとは思うんですが、見積りを取る自治体が、全ての案件じゃないけれども、増えてきているとか、何かお聞きになったことはありますか。

○事務局 江戸川区と目黒区でしたか、随意契約をしているという話は伺っています。

○事務局 見積りを取った段階でも、最近の物価高騰が激しいですから、そのタイムラグで誤差が生じてしまって落札できなかつたケースがあるというお話は伺っています。そうすると、その先を見越して見積りを取ったのに、少し上乗せして計算するだとか、そういうのを考慮していかなければいけない時期になっているというお話も聞いております。一部そういうことを採用している自治体があるというお話も聞いてはいるんですけども、私たちもそこまで

追いついていない状況です。それを今後とも検討していかなければいけないという感じでございます。

○会長 あまり標準単価から外れていくと、自治体間の取り合いみたいな話といいますか、そういうことは出ないと思うけれども、ぜひ情報を集めていただければと思います。

○委員 もしそういう物価上昇があるならば、契約した段階である程度施工して、物価が上がったらその時点で設計変更を速やかにやっていただければ、業者は対応できるんじゃないかなと思うんです。

○会長 単価の問題もありますし、それから、事業者側が設計変更を行って、それなりの収益を上げようすると、入札価格を下げるという話があるから、設計変更の努力を表立ってしたくない。要は、事業者側としては、いい設計変更をして、単価的にも全体的に安く仕上がるんだけれども、安く仕上がるんだったら、それだけ安くという話が今もあるのかどうかは不明ですが、ちょっと前は、あまり設計変更を出したくない、企業側の努力の設計変更を表にしたくないという事業者もいたものですから。

そうすると、技術の進歩というものがなかなか進んでいなかったり、いろんな問題が発生して、いろいろと技術革新をやっていって、そこが受注すると、談合と言われるんです。官製談合。実際にほかにできるところがあれば別個だけれども。

いい設計変更と評価し、それを事業者側にバックできるか。それがそれなりの利益となって、その次の技術開発だとか企業努力につながっていくという要素もどこかには残っていていいんだけれども、そこら辺がどんどんそぎ落とされてしまうと、先々ちょっと気になるなというのが、意見になります。

適正な積算単価とは何かというのがいろいろと議論されてたりとか、それから、資材の高騰に関しては、インフレ条項だとか、幾つかのものがありますけれども、それだけでは必ずしも追いついていかない事柄に対して、今後どう検討するのかというのは必要なことなんだろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 別紙1－2の2ページ目というんですか、1枚目の裏に、実際に入札があった部分、今回の総合評価でいくと、安ければ点数が高くなつて、評価基準価格に近ければ、満点、50点に近くなるということで設定をされているんだけれども、実質的に入札されている状況を見ると、予定価格に近いところに圧倒的に集中して金額が入っている。

区が、適正という意味なのか、よく分からないですけれども、評価基準価格として、一番高い点数に設定をしている金額の辺りにそんなに業者さんは寄つていかないという。以前、こういう制度が始まる前は、最低制限価格とかに集

まっていって、極端なダンピングが起きるんじやないかということで予防を張っているんですけれども、結果として見ると、区がこの金額ぐらいでと言ったものをもう少し予定価格に近くしていかないと、本来、受注して、ちゃんと利益が取れる落札価格というのが、区が思っているものと業者さんが思っているものと若干ずれがあるんじゃないのかなと、何となくこの表を見たときに感じました。

○会長 今の〇〇委員の御意見に対して、何か事務局としてござりますか。予定価格と評価基準価格とのバランスというのか、それの捉え方というのか。

○委員 付け加えてなんですけれども、これは一番最初の頃から私は申し上げていたんですけども、今、〇〇委員がおっしゃった形で、予定価格というのは実勢価格なんです。それが予定価格であって、このシステムだと、今、逆に評価基準価格を1割引ぐらい想定しているとすれば、1割引の根拠がよく分からんないです。これは言葉的にあまり使ってはいけないかも知れないけれども、官製ダンピングという印象を私は受けるということを申し伝えます。

○会長 何かコメントはありますか。予定価格と評価基準価格の考え方、それからもう一方では、捉え方、とらわれ方、それぞれあるとは思うんですが。

○事務局 試行段階からこの状況で、この制度、仕組みでやってきておりますけれども、これを来年度から変えましょうというのは、今のところ考えていないんですけども、今いただいた御意見とか、他自治体の状況も、今後、本格実施とはいえ、見てまいります。いただいたお話は受け止めながら、今後、本格実施をやりながら、どうしていくかはまた考えたいと思います。

以上でございます。

○会長 もう少し検討課題にさせてくださいということです。

○委員 先ほど単価の話があったと思うんですけども、担当の所管の方にお聞きしたところ、今までシステムを使って全部単価を出してきたと。システムを使う比率は、前は60%以上、積算単価を使っていたんだけれども、最近では合うことがなかなかないので、40%以下にどんどん下がってきてているという話はされていました。なので、見積りを取るほうが多くなったよという話です。

それとあと、全く話は変わるもので、工事をやって、いろいろ変更が起こってしまうのはしようがないことだと思うんです。現場が設計とは違った事情だったりすると、変更がどうしても出てしまうんです。ただ、これは気質なのか、長年の慣例なのか分からないんですけども、変更したくないという方も結構多くいらっしゃって、それがもしかしたらだんだん改善されてきているのかなと最近思うんですけども、そういう中にあって、変更がうまくいかない場合があるのかなと感じています。説明責任というのが一番ネックになっているんじゃないのかなと思うんですが、これは役所に限らず、世の中全般

なのかも分からないですけれども、その辺を緩和するというか、システム的にうまく動くような形ができればなと思っています。

総合評価の件なんですけれども、スタートした当初、口頭なんですけれども、2年目には、来年は60%とか80%やるような話があったと思うんです。今、4年目になって本格実施という話になっているということで、私としては、この制度はすごくいい制度なんだけれども、後手に回っているという印象です。

常に世の中は進化しているので、先ほど課長からも御案内がありましたけれども、E C I 方式とか、次の形式がどんどん議論されていかないといけないのかなと感じているんです。なので、来年から本格実施ということなんですねけれども、これで手を緩めることなく、今、課題がまた1つ出たと思うんですけれども、本当に評価基準価格でいいのかどうかとか、ほかの方式はないのかどうか。これはゆとり教育の延長だと思うんですけれども、競争することに慣れな社会になっていっていると思いますので、その辺も御考慮いただいて、この制度を見直していただければなと思っています。よろしくお願ひします。

○会長 総合評価方式を来年から本格実施というなんだけれども、まだ幾つか課題があるので、来年度も4割ぐらいを対象に実施していくというのが、最後の5ページの5⑤辺りに記載されています。まだ幾つか課題があるので、全部実施しちゃうと、JVで参入しやすいところばかりが取ってしまって、そういうじゃないところが取れなくなっちゃうので、これまで取っていないところがJVになってしまっても、それなりに評価点が得られるような機会を設けましょうぐらいの感じで、4割という数字がそのまま出ているかと思います。

これを全ての件数を持っていこうとしたときに、今お話しいただいた内容も含めて、それから、この次のニュー総合評価方式、そういったものも検討すべき要素として、幾つか当たっていく必要があるだろうという御意見ですので、今後、検討していく上での1つの問題提起とともに、改定をしていくといいますか、見直していく上での視点ということで御意見をいただいたと受け取って、事務局のほうもその準備を少しでもしていっていただければと思います。ありがとうございます。

○委員 アンケートの資料、別紙1－8の中で、「あまり参加したくない」だとか、悪いほうの意見の中身の理由は分かっていたりするのでしょうか。多分、アンケートだけだから、そこまでは分からぬですかね。

○事務局 参加したくないというのは、評価点があまり高くない事業者にとっては、なかなか落札できないというのがあるので、そのあたりは1つの要因と考えられます。

○委員 ありがとうございます。

いいものなんだろうなと思うんですけども、一部見直していく必要がある

部分もあるかと思います。

○事務局 区内の小さい事業者ですと、男女共同参画だとか、そういった項目が取りづらいというのがあると思うんです。そういう事業者にとっては、参加したくないという意思表示をされるケースがあるんだと思います。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 来年、全件を対象にするという話になると、もっと慎重にやっていかなければいけないんですが、4割くらいということで、さらに検討していくことも可能だし、その中において、次なる方策はどういうものがあるのかということを、ほかの自治体の状況も鑑みつつ、模索していくことができると思いますので、どうか委員の皆様方もいろんな情報を寄せていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に行きたいと思います。2、委託契約における変動型最低制限価格制度での入札実施状況と今後の運用について、事務局お願ひいたします。

○事務局 それでは次に、資料2を御覧ください。まず初めに、1の主旨でございます。区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえまして、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指しまして、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施しております。今般、今までの入札実施状況を検証しまして、今後の運用の考え方を取りまとめましたので、御報告させていただくものでございます。

2の制度概要でございます。目的は鍵括弧の中に記載のとおりでございまして、「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」でございます。案件ごとに開札後の入札額の標本平均額を基に最低制限価格を設定しまして、過度な低価格入札を抑止し、競争性とダンピング防止の両立を図るものでございます。

次に、2ページにお進みください。3の検証方法でございます。

(1)実施状況に記載のとおり、令和7年8月30日現在、3か年度で実施をしました396件を対象としまして、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証をいたしました。

また、(2)に記載のとおり、従来の入札との比較も行いました。

続いて、4の実施状況及び評価でございます。

まず、(1)実施状況です。こちらは別紙2-1の記載内容をまとめた項目でございます。

①従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃、公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約を適用対象としておりました。検証対象期間の案件に従来の適用条件を採用していた場合は、131件が最低制限価格の設定対象

となりますが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、適用案件が増えて、396件となりました。

②最低制限価格設定率は全体の平均で予定価格の59.62%となりまして、経年変化を見ますと、ほぼ横ばいで推移している状況です。業務種別ごとで最も低いものは、電話設備の設置・保守52.66%、最も高いものは公衆トイレ清掃の63.76%となっております。

③有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は59.20%となりまして、昨年度とほぼ同じですが、令和5年度検証時より3.79ポイント下がっていることが確認できます。

④最低制限価格未満の入札が発生した件数は50件でございまして、12.63%となります。経年変化を見ますと、ほぼ横ばいで推移しております。最も発生率が高い業務種別は情報処理業務で35.29%、次いで高い業務種別は計画策定支援で15.38%がありました。

続いて、(2)従来の入札との比較でございます。こちらは別紙2-2に記載の内容をまとめたものでございます。

まず最初に、①平均落札率については、全体では78.46%で、制度導入前の令和4年度と比較しますと6.08ポイント増加しております。経年変化を見ますと、令和5年度の検証時には80.50%であったことから、若干の低下が見られる状況でございます。

②業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較いたしますと、公衆トイレ清掃で低下いたしましたが、それ以外では上昇しております。

③落札者以外の者も含んだ入札価格率では、全体で116.38%となりまして、制度導入前の令和4年度と比較しますと13.43ポイントの増加となっております。経年変化を見ますと、令和5年度の検証時には112.74%であったことから、増加傾向となっております。

④不調率については4.80%となっております。制度導入前の令和4年度と比較しますと3.17ポイント増加をしております。経年変化では、令和5年度の検証時には3.10%であったことから、1.70ポイント増となっております。

⑤平均入札参加者数は、制度導入前の令和4年度と比較しますと、全体で2.37者の増加となりまして、平均応札者数は全体で2.16者の増加となりました。また、令和6年度の検証時と比較しまして、それぞれ0.22者、0.26者の増加となっております。

3ページの5、今後の運用でございますが、4の検証を受けてのまとめとなっております。

①本制度導入の趣旨は、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにあります。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である

経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としておりまして、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではございません。

②入札結果に基づくデータ分析では、令和6年度検証時に引き続き、落札率は制度導入前の令和4年度より上昇しております。落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が確認できます。また、12から13%の案件で最低制限価格によって落札者としない者が発生しております。このことから、多種多様な業務委託契約への本制度の導入によりまして、従来の落札率を一定程度維持しつつ、ダンピング防止の効果を上げるという当初の目的は達成されているものと考えているところでございます。なお、本制度導入により、入札参加者や応札者が減少する状況も確認されておりません。

③一方で、経年での変化を見ますと、制度を導入した令和5年度検証時と比較しまして、平均落札率が低下しているなど、状況の変化も見受けられます。事業者の入札には、応札時の経済情勢など、様々な要素が影響を及ぼしているものと推察され、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えております。

④以上のことから、引き続き現在の制度運用を維持しつつ、競争性とダンピング防止の両立を図りながら、今後も定期的に入札結果の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、6の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

この件につきまして皆様から御意見等はございますでしょうか。

今後とも注意深く状況を注視しながら、委託契約における契約がどうなっていくのかということを見ていくということで、変動型最低制限価格制度を継続して実施していくことかと思いますが、よろしいでしょうか。

○副会長 別紙2-1の読み方なんですけれども、①で全体の最低制限価格適用案件の分布が出ておりまして、②有効参加者数3者以上の案件となっていますが、全体から落ちた理由は主にどんなものが挙げられるんでしょうか。例えば一番下の翻訳・通訳で言いますと、6件あるのに対して、有効参加者数は1件と落ちるんですけれども、有効でなくなるというのは、どんな理由によるのか。

○会長 3者以上で1件、2者以下で5件。右の③の表です。

○会長 これが2者以下、②は3者以上。これを足すと6という読み方でよろしいんですよね。

○事務局 会長がおっしゃるとおり、②と③を足したのが全体ということで、

①に合計、全体が記載されております。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

これも令和7年度までの状況を振り返っておりますので、お持ち帰りいただいて、気がついたところとか、来年度以降、こんな点に注意すべきだということ等がございましたら、事務局に御連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

○会長 それでは、3の議題に移りたいと思います。公契約条例に関する各取組み状況の報告についてでございます。事務局お願いいたします。

○事務局 それでは、公契約条例に関する各取組み状況の報告についてでございます。

前回、第1回で公契約条例に関する各取組み案についてということでお話をさせていただきましたが、現時点での取組を行っているものについて御報告させていただきます。

まず、1の区ホームページの改善でございますが、これは昨年度実施したアンケートでも、条例の認知度と理解度の向上という点におきましては、日常で大分浸透はしてきたところでございますけれども、条例の目的、趣旨の理解の浸透はまだまだというところで、アンケートでもその結果が出ておりますし、意見書をいただいた中でも御意見いただいているところでございます。現在、ホームページでも、条例の概要を分かりやすく説明するページの不足ですか、手続情報と委員会関連資料が並列的に掲載されているので、対象読者が不明確になっているなど、情報の整理が不十分な面がございます。さらに、昨年のアンケート調査では、公契約条例の情報を入手する経路としまして、ホームページから情報を入手するというお答えが5割以上を占めておりましたので、ホームページを改善することで、条例の目的、趣旨の理解の浸透を一層図ってまいりたいと考えております。対象労働者を明確にしたページが存在していないということもありますので、そういったところを踏まえまして改善していくこうと考えているところでございます。

(2)改訂の方向性ということで、1つは世田谷区と公契約を締結している事業者の方へ、もう一つが世田谷区との公契約に基づく業務に従事している労働者の方へ、3つ目が世田谷区の公契約条例に関心のある方への大きく3つのカテゴリーに分けてまいりたいと考えております。

(3)改訂案の概要につきましては、別紙3-1にございますが、1枚目は現行と改訂案と対照させております。2ページ以降にホームページのイメージを掲載させていただいております。

(4)今後の予定でございますけれども、令和8年1月から改訂後のホームページを公開したいと考えております。継続的に内容の充実、改訂を図りながら、

必要な情報を適切なタイミングで隨時掲載してまいりたいと考えております。

続いて、2、チェックシートの内容の改訂でございます。別紙3-2をおつけしております。チェックシートにつきましては、平成27年度の運用開始以来、これまで4度改訂を行ってきたところですが、平成30年度の改訂を最後に7年以上にわたって実質的な改訂を行っていないところがございました。この間、事務局で案を作成しまして、社労士会に御意見を求めながら、今現在も調整しているところでございますけれども、今回、委員会に調整中の案をお示しさせていただいて、この委員会で御意見を頂戴しながら、社労士会と改めて調整、御相談させていただいて、内容を固めてまいりたいと考えているところでございます。

別紙3-2の3の改訂の方向性ですけれども、(1)質問項目の記載方法は、「適正である」といった表現をこれまで使ってきたところですが、表現が抽象的で、事業者での判断がなかなか難しいので、具体的な表現にしたほうがいいだろうということ、(2)質問項目の選定は、毎年行っている社労士会の労働条件実態調査の中で、「不適正」と評価された項目を優先的にチェックシートに盛り込んでいこうということでございます。

2ページの(3)質問項目の入れ替えですけれども、この間、長く使っておりましたので、形骸化を防ぐためにも、今後、毎年ちょっとずつ内容を変えていこうと考えております。例えば法改正等に対応した内容に変えたりとか、中身を入れ替えることで形骸化を防止してまいりたいと考えております。

(4)事業者の負担軽減ということで、こちらはお答えいただいたて、お返しいただくことが大事だと考えておりますので、あまり負担増にならないように、細か過ぎないようにということで、事業者の負担も考えてまいりたいと思っております。

4の東京社会保険労務士会世田谷支部からの御助言ということで、御相談の中で幾つか御助言いただいているります。

まず1つ目のポチですが、文字数が多いと回答への協力が得られにくくなるということで、別紙3-2-1は調整中の案で、別紙3-2-2が現行ですが、区側の案では、法定の規定をかなり細かく書いたりしていたんですけども、あまり細か過ぎると事業者に読んでいただけない、回答率も減ってしまう、お返しいただけなくなってしまうということで、細か過ぎる内容も避けたほうがいいだろうと御指摘いただいております。

3つ目の黒ポチですけれども、具体的過ぎる記載は「いいえ」と事業者が答えづらくなってしまうので、実態と異なった回答をしてしまうおそれがあるので、その辺も注意が必要ではないかという御助言もいただいているます。

また、4つ目の黒ポチ、「適正」といった主観的な判断ではなくて、具体的

に「〇〇していますか」といった事実確認の形式に改めたほうが答えやすいんじゃないですかという御指摘もいただいているところでございます。

5の修正案の作成でございます。別紙3－2－1に調整中の修正案をお示しさせていただいているところですけれども、現行と比較してみていただくと分かるんですけれども、例えば調整中の案の裏面、一番上に36協定の項目があります。今、2つ質問項目が上がっています。現行では1つだったんですけれども、項目を1個増やしました。

その下のほうに時間外割増賃金という項目がありますが、現行では質問が1つだったんですが、3つに増やしております。

その一方で、現行のチェックシートの裏面に労災保険と衛生管理者産業医等という項目があるんですが、この2つは、今回、修正案では削除しております。毎年、社労士会が行っている労働条件実態調査の中で、ほとんど問題がないという項目だったので、御指摘がない項目については削除させていただいております。質問を増やしたり、削除したりということをやっております。

別紙3－2の3ページ、7、今後の予定ですけれども、来月、11月には改訂内容を確定させていただいて、来年4月1日から改訂案を適用開始、それ以降も翌年度に向けて質問項目の検討を令和8年度中に行いたいと考えているところでございます。

資料3の2のチェックシートの内容の改訂については以上でございます。

2ページの3、事業所労働条件調査の件数の拡大になります。現時点で、工事2件、工事以外6件、合計8件、実施をしているところでございます。年内には予定件数である18件前後の調査を実施したいと考えております。こちらについては、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

4の社会保険労務士による労務管理研修会の継続実施ということで、昨年度から開始しまして、引き続いて今年度も、日にちが迫っておりますが、11月5日午後2時から、世田谷区民会館せたがやイーグレットホールで実施をいたします。プログラムは記載のとおりでございまして、申込状況は、10月22日時点で、91社、122名ということで、昨年が102社、135名でしたので、昨年とほぼ同じくらいの方にお集まりいただく見込みでございます。こちらについても動画配信を行ってまいりたいと考えています。

5の下請負者に関する取組みは、第1回の本委員会において、〇〇委員からも御提案がございました下請負者の労働条件確認帳票について、周知確認書の裏面を下請負者（再委託先）用の簡易チェックシートとし、任意の提出を求めることしまして、下請負者への周知、理解促進を促してまいりたいと考えております。内容は別紙3－3をおつけしているとおりでございます。

検討した内容としましては、元請事業者の負担があまり増え過ぎないように、

周知確認書の裏面を活用した形とさせていただきました。また、今まで周知確認書の裏面は下限額のポスターの写真掲載を御報告いただいていたんすけれども、写真掲載につきましては必須ではないことと、掲載いただいても、どこに掲載しているか不明な場合もございましたので、今回、写真の添付というよりは、実際に掲載している場所を文字で記載いただくという形に改めております。

(4)今後の予定につきましては、来年、令和8年4月1日から運用を開始したいと考えています。

取組み状況の報告について、私からは以上でございます。

○会長 各取組み状況について、皆さんから御意見等はございますでしょうか。
○委員 ホームページを改訂されるということで、別紙3-1に改訂案と、4ページ以降に記載されている表示がされるんだと思うんです。今のホームページもそうなんすけれども、そもそもその定義というか、例えば労働者というところは誰が対象なのか、労働報酬下限額は誰が対象か、もしくは、払う事業者は誰を指しているかというのが実はあまり書いていなくて、事業者は下請事業者も含まれるわけですよね。労働報酬下限額を払わなきやいけないよということ自体は。条例上も事業者と下請事業者で、事業者等は労働報酬下限額を支払うということになっていて、ホームページを改訂されるのであれば、手引まで行かないと分からんじやなくて、事業者とは誰を指しているのかということをホームページ上で分かるようにしたほうがいいと思います。

労働者の定義も、6ページの下のほうに「以下の者は対象外です」とは書いてあるんですけども、そもそも対象の人は書いていない。どこか別のところに書いてあるんだったらしいんですけども、対象外の人は書いてあるけれども、対象の人をそもそも書いていないとか、要は、誰が労働報酬下限額を支払わなければいけない人で、誰が受け取る権利がある人なのかを分かりやすく書いていただきたいということです。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。検討したいと思います。

○会長 見てもらって、入りやすいような形にしないと、入り口のところでいいやと逃げられないようにぜひお願ひできればと思います。よろしくお願ひします。

ホームページは来年の1月ぐらいからということでいいですね。

○事務局 はい。

○会長 最後に、その他ですが、○○委員から世田谷区公契約条例シンポジウムの御案内が机上に行っているかと思いますが、簡単にお願いいたします。

○委員 時間のないところ、すみません。カラーのチラシを配らせていただい

ていますが、毎年、○○委員が所属されている連合世田谷と私ども公契約懇談会で主催をしまして、公契約条例に限らず、公契約に関わることを、区民の皆さん、働いている皆さん、事業者の皆さんと共有しようということで、シンポジウムを開催しております。今年は11月12日に開催を予定しております。経理課の事務局からも、ここで議論されていることがメインになるかと思うんすけれども、御報告をいただきます。

もう一つ、今、各自治体でも導入が進められておりますが、包括管理業務委託について、テーマを設けています。というのも、世田谷区も来年4月から、学校施設、区立の小中学校、幼稚園、99施設の保守管理、500万円以下の修繕業務について、5年間にわたって包括管理業務委託がスタートします。この9月に受託をされる予定の候補事業者も決まりました。今回は、世田谷区の学校包括の受注を予定されている株式会社JMの代表取締役の大竹社長と、構成企業に入っております世田谷サービス公社の岡田社長に御登壇いただいて、世田谷区の学校包括をどのように進めていくのかというのを直接御説明いただく予定にしております。チラシの裏面に全体のタイムテーブルが出ております。

今、都内各自治体でも、墨田区、国分寺市、東村山市、どんどん包括に入っていますし、ほかの自治体でいきますと、学校に限らず、区、市が持っている施設、箱物ほぼ全てとか、公園が入っていたりとか、かなり広範に行われています。世田谷区規模だと、学校だけでも、例えば保守管理でいくと年間4億ぐらい、修繕業務500万以下にしても、年間5億程度の業務が全て包括管理業務委託に入ります。

多分、今、区と受託業者がどういう内容で進めていくのかというのをいろいろ議論されているところだと思うんですが、11月には、今現在、そういう業務に携わっている事業者向けの説明会をJMさんが行っています。その内容とかぶる部分もあるんですが、事業者の皆さんだけではなくて、区民の皆さんとか、この会場には区長も区議会議員もいらっしゃるので、一緒にそれを聞いて、どういうものがスタートするのかというのを学ぶ機会にしたいなと思っています。

会場参加もできますが、Zoom視聴も可能ですので、委員の皆さんも御都合が合うようでしたら、御視聴いただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ZoomのIDとPASSが載っています。携帯電話からでも、この数字を入れればつながるということのようですので、よろしくお願ひいたします。

ほかにございますでしょうか。

なければ、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局 次回の委員会についてですが、次年度の委員会の審議に向けた課題整理をさせていただければと考えておりますので、来年、年明け、2月から3月頃に開催させていただければと考えております。日程調整につきましては、改めてメールにて御連絡をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。年度末、2月から3月にもう一度開催をするということですので、御出席のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の委員会は以上をもちまして閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

午後2時43分閉会